

宮城県監査委員告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項並びに宮城県監査委員監査基準第 2 条第 1 項第 1 号の規定により令和 3 年 4 月から 6 月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和 3 年 9 月 10 日

宮城県監査委員 本 木 忠 一  
宮城県監査委員 太 田 稔 郎  
宮城県監査委員 成 田 由 加 里  
宮城県監査委員 吉 田 計

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
○総務部	
地方機関	
消防学校	4 月 22 日
○環境生活部	
地方機関	
環境放射線監視センター	4 月 22 日
○経済観光商工部	
地方機関	
大崎高等技術専門校	6 月 1 日
○農政部	
地方機関	
病虫害防除所	4 月 23 日
○教育庁	
地方機関	
大河原教育事務所	4 月 23 日
塩釜高等学校	6 月 11 日
古川高等学校	6 月 8 日
宮城第一高等学校	5 月 27 日
仙台三桜高等学校	5 月 27 日
岩出山高等学校	6 月 2 日
岩ヶ崎高等学校	6 月 14 日
中新田高等学校	6 月 2 日
名取北高等学校	6 月 30 日
泉松陵高等学校	6 月 9 日
宮城広瀬高等学校	5 月 18 日
石巻西高等学校	5 月 26 日
仙台東高等学校	5 月 25 日
富谷高等学校	6 月 9 日

蔵王高等学校	5月25日
迫桜高等学校	6月10日
貞山高等学校	6月11日
南郷高等学校	5月26日
美田園高等学校	5月20日
拓桃支援学校	5月18日
山元支援学校	6月14日
古川支援学校	6月1日

○警察本部

地方機関

古川警察署

6月8日

## 2 監査結果

令和2年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて行いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、概ね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

### (1) 岩ヶ崎高等学校

教育財産の使用許可に係る使用料及び雑入において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

外部模擬試験会場の施設使用料及び光熱水費について、6か月以上の調定遅延が認められたもの。

- ・件数 14件
- ・金額 7,415円

### (2) 泉松陵高等学校

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

予算令達から起工まで約3か月を要し、法面復旧を早急に実施しなかったことは、危機管理において問題があり、内部統制上の不備があると認められる。

- ・件数 2件
- ・工事名 泉松陵高校法面復旧工事（その1）  
泉松陵高校法面復旧工事（その2）
- ・予算令達日 令和2年6月16日
- ・起工日 令和2年9月14日